

七ヶ宿町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
22	1,710	2,334,418	74,307	489,921	21.0	20.9

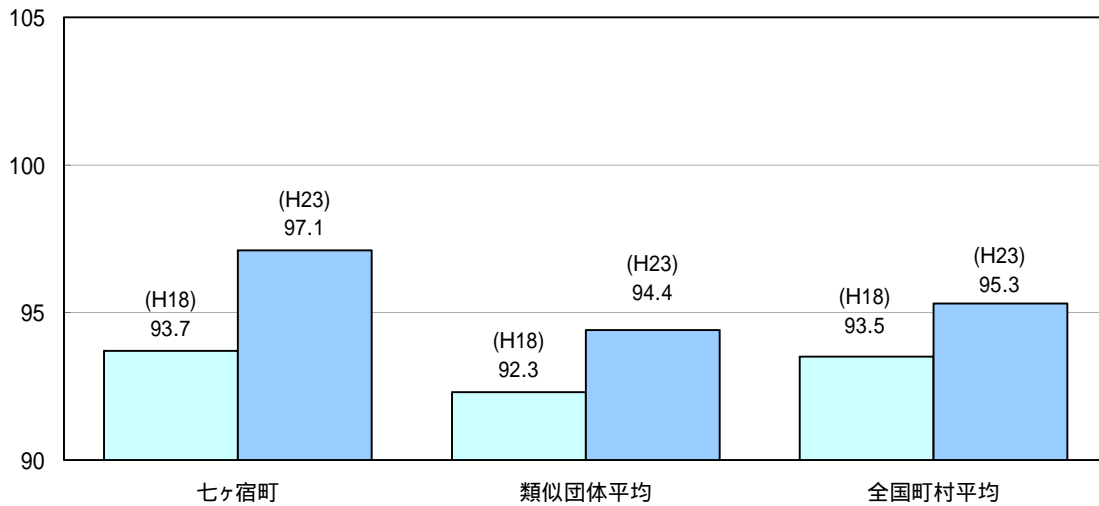
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22	49	188,521	37,937	73,450	299,908	6,121	5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 町長及び副町長の給料月額は、条例により平成26年9月23日までの間、町長は30%減額、副町長は20%減額します。(平成22年11月改正) 現在副町長は不在です。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	-	-	-	-
最高号給の給料月額	243,700	306,400	356,400	390,100	402,500	424,600	-	-	-	-

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
七ヶ宿町	42.4 歳	319,200 円	375,954 円	352,250 円
宮城県	42.8 歳	343,936 円	440,213 円	379,909 円
国	42.3 歳	327,205 円	---	397,723 円
類似団体	42.7 歳	312,748 円	361,552 円	342,278 円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
七ヶ宿町	39.1 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	---	---	---	---
うち運転手	39.1 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	自家用乗用自動車 運転者	54.7 歳	254,000 円	*
宮城県	49.5 歳	257 人	332,110 円	383,254 円	358,903 円	---	---	---	---
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	---	321,662 円	---	---	---	---
類似団体	49.3 歳	3 人	285,673 円	307,617 円	301,549 円	---	---	---	---

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
七ヶ宿町	---	---	---
うち運転手	* 円	円	

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

技能労務職については、3人未満のためアスタリスク、「」で表示しています。

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分	七ヶ宿町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	---
	中学卒	121,600 円	125,400 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (23年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	271,500 円	344,400 円	該当職員なし 円
	高校卒	該当職員なし 円	266,800 円	315,500 円
技能労務職	高校卒	該当職員なし 円	円	該当職員なし 円
	中学卒	該当職員なし 円	該当職員なし 円	該当職員なし 円

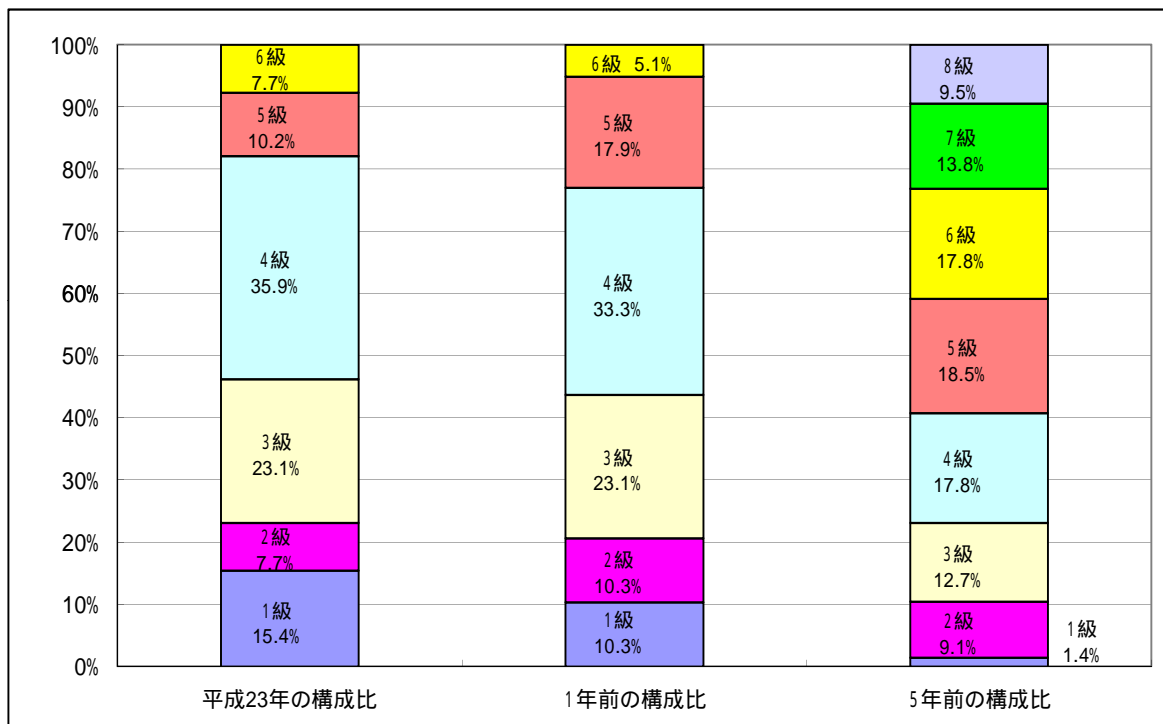
技能労務職については、3人未満のためアスタリスク、「」で表示しています。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	6人	15.4%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務又はこれと同程度のもの(主事、技師)	3人	7.7%
3級	係長、課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	9人	23.1%
4級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	14人	35.9%
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、事務局長、次長)	4人	10.2%
6級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長、室長)	3人	7.7%

- (注) 1 セブツ町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

所属長の1年間の勤務実績の評価により、昇給区分を決定している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

七ヶ宿町		宮城県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 千円		1人当たり平均支給額(21年度) 1,780 千円		---	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

所属長の半年間の勤務実績の評価を参考に町長が成績率を決定している。

(2) 退職手当 (22年4月1日現在)

七ヶ宿町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額 - 千円 * 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 定めなし

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	2,511 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	2,511,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	33.3 %		
手当の種類 (手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護等	作業1日につき300円
レントゲン手当	レントゲン撮影業務従事職員	レントゲン撮影の業務に従事	勤務1月につき3,000円
外科手術手当	診療所に勤務する医師	外科手術の業務に従事	勤務1月につき5,000円
往診手当	診療所に勤務する医師	正規の時間外の往診の業務に従事	健康保険法に規定する往診料 + 診療行為1件につき500円
研究手当	診療所に勤務する医師	研究業務に従事する職員	勤務1月につき200,000円の範囲内

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	10,554 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	352 千円
支給実績 (21年度決算)	10,519 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	263 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) 3 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	---	7,230 千円	258,196 円
住居手当	1.借家、貸間を借受け居住している職員 ・23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃 - 12,000円 ・23,000円を超える家賃を支払っている職員(家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 27,000円を支給限度とする。	同じ	---	1,349 千円	149,833 円
通勤手当	1.交通機関等の利用 ・支給限度額55,000 ・定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2.自動車等の使用者 通勤距離が片道2km以3,500円～12,450円	一部異	自動車等の使用者 距離区分・額の異 国の場合、使用距離により2,000円～24,500円	3,059 千円	101,968 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 (49,600円、51,900円)	同じ	---	3,796 千円	421,733 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	同じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 日直勤務1回 1,000円 宿直勤務1回 4,200円	一部異	国は1回4,200円	578 千円	14,815 円
管理職特別手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	同じ	---	184 千円	20,444 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地に在勤する職員に対して支給	同じ	---	2,924 千円	74,977 円

(注) 一般行政職(税務部門除く)。管理職手当は、平成20年度から定額制に変更。

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 長	581,700円 (30%減)	円	(参考) 類似団体における最高 / 最低額	
	副 町 長	(831,000円)	円	828,000 円 /	280,000 円
報酬	議 長	522,000円 (13%減)	円		
	副 議 長	(600,000円)	円	667,000 円 /	299,000 円
	議 員	()	円		
期末手当	町 長	(22年度支給割合)			
	副 町 長	2.95 月分			
退職手当	議 長	(22年度支給割合)			
	副 議 長	3.20 月分			
退職手当	町 長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長	$581,700 \times \text{在職月数} \times 0.44$	12,285,504円	任期毎	
	備 考	$522,000 \times \text{在職月数} \times 0.26$	6,514,560円	任期毎	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

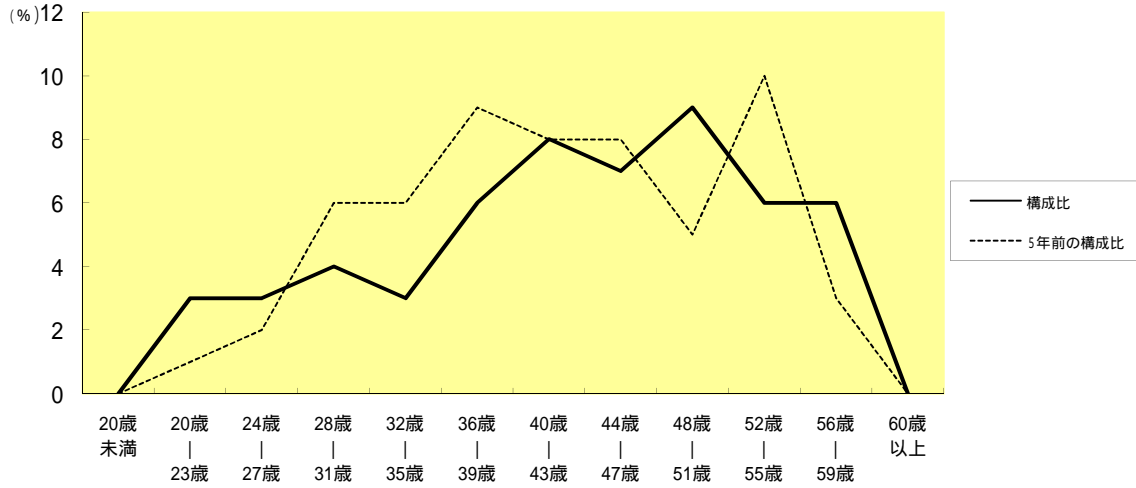
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部	議 会	2	2	0	保育士1名減
		総 務	14	14	0	
		税 務	4	4	0	
		民 生	7	6	1	
		衛 生	4	4	0	
		農 林 水 産	5	5	0	
	商 工 土 木	3	3	0		
計	計	41	40	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 233.92 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 165.07 人)	
部 門	教 育 部 門		8	7	1	水と歴史の館館長兼務による減
	小 計		49	47	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 274.85 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 198.33 人)
会 公 営 企 業 部 門 等	病 院	4	5	1	看護師1名増員	
	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	2	2	0		
小 計	小 計	8	9	1		
合 計	合 計	57	56	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 432.75 人	
		(74)	(74)	(0)		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 ()内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 3	人 3	人 4	人 3	人 6	人 8	人 7	人 9	人 6	人 6	人 0	人 55

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	43	41	42	41	41	40	3 (7.0%)
教育	6	8	7	7	8	7	1 (16.7%)
消防							0 (0%)
普通会計	49	49	49	48	49	47	2 (4.08%)
公営企業等会計	10	10	10	10	8	9	1 (10%)
総合計	59	59	59	58	57	56	3 (5.08%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況 公営企業の適用なし